

公職選挙法とブログ

2008.10.31

ξブロガー

ymkx (ymkx[a]ymkx.net)

そもそも公職選挙法って？

公職選挙法(こうしょくせんきょほう)は、国会議員、地方公共団体の議会の議員・首長に関する定数や選挙運動などの選挙制度に関して規定する日本の法律。対象となる職位を総称して公職と呼ぶ。

[構成]

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 選挙権及び被選挙権(第9条～第11条の2)

第3章 選挙に関する区域(第12条～第18条)

第4章 選挙人名簿(第19条～第30条)

第4章の2 在外選挙人名簿(第30条の2～第30条の16)

第5章 選挙期日(第31条～第34条の2)

第6章 投票(第35条～第60条)

第7章 開票(第61条～第74条)

第8章 選挙会及び選挙分会(第75条～第85条)

第9章 公職の候補者(第86条～第94条)

o 第92条(供託)

第10章 当選人(第95条～第108条)

第11章 特別選挙(第109条～第118条)

第12章 選挙を同時に行うための特例(第119条～第128条)

第13章 選挙運動(第129条～第178条の3)

第14章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附(第179条～第201条)

第14章の2 参議院(選挙区選出)議員の選挙の特例(第201条の2～第201条の4)

第14章の3 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動(第201条の5～第201条の15)

第15章 争訟(第202条～第220条)

第16章 罰則(第221条～第255条の4)

第17章 補則(第256条～第275条)

附則

ブログと関係があるの??

現在の公職選挙法では公示日から選挙日が終了するまでの間、候補者の名前の入った選挙運動(投票依頼)目的の文書図画については、選挙管理委員会が発行するシール又はハンコのついた一定枚数の文書図画しか発行できない。**総務省はWEBページ、ブログ、電子メールも文書図画にあたりと解釈し、なおかつ、WEBの更新については新しい部分だけでなく過去のものも一体のものとして頒布・掲示したことにあたりと解しているため、同省は「候補者は選挙期間中 WEBサイトを更新できない」という立場をとっている。**電子メールについては、内部の事務連絡に使用するのは問題ないが、不特定または多数に投票依頼を行うことは文書図画の頒布にあたりと解している。(政治家がメルマガを発行し続けることについての見解は不明。) このため、**現在は総務省の見解を尊重すると、選挙期間中インターネットを利用した選挙活動(ネット選挙)を行うことができない。ただし、この解釈は一度も司法の審判を受けていないため、社会的に定着しきっていないとさえ、総務省・選管とインターネットを使用して選挙運動を行いたい候補者・市民との間で「両すくみ」のような状態になっている。**この状態を解消するため、インターネットを利用した選挙運動を明文で認める、公職選挙法の改正案を提出しようという動きがある。

それって、候補者とか支持者のブログの話だよな？

ブログを利用したりブログによる政策論争や世論形成や選挙結果に影響を与えることをブログ選挙と呼ぶこともある。政党や候補者がブログを活用する例を指す場合があるが、**選挙当事者とは関係が無く、新聞や雑誌などの法人組織とも関係が無い一般人によるブログを指すこともある**。日本では政党や候補者によるブログ利用は前述の通り、法律に抵触する恐れがあるため、用いられることはなく、もっぱら、一般人によるブログによって政策論争や世論形成や選挙結果に影響を与えることを指すことが多い。

なお、公職選挙法が選挙記事として選挙に関する報道および評論を掲載する自由を認めているのは一定の要件を満たす新聞または雑誌に限定していることから、**選挙期間中に一般人がブログにて選挙に関する報道や評論を行うことが公職選挙法に抵触しないかどうかには疑問が残されている。警察や総務省は一般人によるブログ論評に実質的な取締りを行っていない。**

もっとも、最高裁もこの報道及び評論に関する選挙規制については、限定解釈をしていて、真に選挙に関する報道及び評論を行った新聞や雑誌については違法性を阻却するという判決を出している(昭和54年12月20日判決)。また、表現の自由の観点からも検討する必要がある。

はっきりしないから、東京都選挙管理委員会に電話してみた

フレ： 候補者とは全く無関係な人が、特定候補者についての話題をブログに掲載すると公職選挙法に抵触する可能性があるのでしょうか？

選管： 抵触する可能性があります

フレ： それでは、特定候補者についての話題でなければ問題ないのですか？

選管： …、候補者や政党などについて全く触れていなければ問題ないと思いますが、抵触する可能性はあるので控えることをオススメします

フレ： となると、選挙の話題はブログに書いてはいけないということになりますか？

選管： 実際に判断するのは警察であり司法になりますが、現時点では抵触する可能性がありますので、…

フレ： なんか、選挙管理委員会でも判断できないわけですね

選管： 白ではない可能性があるという考えですね、…

* 2005年くらいの話なので、うろ覚えの部分もありますが、…

とか、煮え切らない感じでした、ぷへー。ちなみに警視庁にも電話したけどたらい回しされてあきらめた。総務省はむかつきそうだったので電話してない。

ちなみに、候補者なのにブログ更新してるツワモノが居る

「総務省の公選法解釈がおかしい」 選挙期間中ブログ更新の市長候補が当選
市の選挙管理委員会によると、市長選が告示される前の段階で、ブログに「自分が立候補する」旨の記述があったため、「事前運動」にあたる旨の注意をした。ところが、8月24日の告示後も同様に更新が続き、他候補の名前の一部を伏せ字にした上で、「選挙に出る資格さえない」などと批判を展開したりもした。

こんな状況を受けて、選管では選挙期間中、本人には2回、事務所には3～4回、「ブログが公職選挙法に抵触するおそれがある」と注意。更新停止と、告示以降に更新された分の削除を求めたが、「法律の解釈について、総務省と見解の相違があり、納得はしていない。(削除については)考えておく」として、この段階では削除には応じなかった。

...

だが、地元各紙が報じるところによると、8月29日には阿久根警察署がブログの更新について警告。これを受けて竹原氏は、「警察を自称する所」からの電話があったとして、選挙期間中の記述を削除した。その際も、「総務省に限らず、考える事の出来ない連中に付き合うのはバカバカしい限りだが、支持者の不安を解消する為にとりあえず指導に従うことにした」と、ブログの文面で怒りをあらわにしている。

漢(おとこ)だ、あんた漢だよ！ 竹原市長！

で、やっぱりブログ更新しちゃダメなの？

- ▶んー、しない方がいいかもしれない
 - ▶でも、みんな書いちゃってるよねー、候補者と無関係な人たちは
 - ▶ちなみに、俺も結構書いてる
 - ▶ってというか、取り締められねえよ、たくさんいすぎて
 - ▶ただ、確信犯は危険
 - ▶創価学会員が公明党とか自民党の支持とか、支持の指示とか、、、
 - ▶でも、取り締められないだろうなあ
-
- ▶というわけで、実験してます、いろんな意味で

ネット選挙の難しさ

結局の所、違反を取り締まるのが難しいのよ。妨害工作とか、誹謗中傷とかまき放題じゃんインターネットを使うと、、、。

でも、わざわざお金が掛かるチラシとか、選挙活動に比べれば、圧倒的にまっとうな活動だと思うんだけどねえ。

あ、ジジイ議員どもが不利になるってのもあるよね。というわけで、自民党のままじゃ無理だろうな。[世耕さん](#)がんば。